

平成十九年三月十六日提出
質問第一二二五号

いわゆる「押し付け型の天下り」禁止に関する質問主意書

提出者 江田 憲 司

いわゆる「押し付け型の天下り」禁止に関する質問主意書

いわゆる「押し付け型の天下り」を根絶するという安倍晋三首相の方針に賛成する立場から、以下質問する。

一 官僚の天下りの弊害、その本質は、単に、当該府省の天下り官僚が、その親元の府省所管の契約や行政処分等に不正行為を要求すること等で当該府省の行政をゆがめることだけに止まらず、当該府省が天下り先を確保するために、不要な権限や組織（独立行政法人等）、補助金等を維持し、あるいは、それらを新設すること等により、税金の無駄遣いを助長することにあると考える。渡辺喜美行政改革担当相も同様な発言をしているが、天下りの弊害の本質について、政府も同様の認識と考えて良いか。

二 安倍首相は累次にわたって国会内外で、「予算や権限を背景とした押し付け型の天下りは根絶しなければならぬ」と述べているが、「押し付け型の天下り」の定義如何。「押し付け型」と、そうではない天下りとの相違点は何か。

三 先に私が提出した質問主意書の政府答弁書によれば、「各府省における国家公務員の再就職のあつせん、仲介等」を「企業、団体等からの要請に基づき職員に当該企業、団体等を再就職先として紹介するこ

と等各府省がその職員の再就職について何らかの関与をすることをいう」(内閣衆質一六四第二八三号)とした上で、「各府省における国家公務員の再就職のあっせん、仲介等については、一般に、個別の企業、団体等からの要請や照会等に依じて行われるものと認識しており、平成十一年から十五年までの五年間に要請等がないにもかかわらず企業、団体等に職員の再就職の受入れを要請した事例として確認されたものはない。」(内閣衆質一六四第三二五号)としている。

① これを前提とすれば、そもそもこの期間、「押し付け型の天下り」はなかったという認識か。それとも、先の答弁書の事実認識に誤りがあったということか。

② 同じく政府答弁書で「平成十六年以降の国家公務員の再就職のあっせん、仲介等であって、企業、団体等に職員の再就職の受入れを要請したものの有無については、調査を行うことは膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。」(内閣衆質一六四第三二五号)とされているが、その後の調査で平成十六年以降、「押し付け型の天下り」の事例が判明したということか。渡辺行政改革担当相が先頃行った天下りの実態についての省庁ヒアリングの結果を含めて、回答されたい。

③ 渡辺行政改革担当相の省庁ヒアリング調査の結果、国土交通省など六省庁が、最初の再就職だけな

く、そこからさらに再々就職（いわゆる「渡り」）のあつせんを行つてゐることが判明したという。再々就職のあつせんは「次に再就職する人にポストを回すため」に行われるため、「押し付け型の天下り」に該当する可能性が高いと考えられるが、同様の認識か。また、調査の結果判明した具体的事例についてすべて明らかにされたい。

四 渡辺行政改革担当相の提案とされる「省庁による天下りのあつせん・仲介」の全面禁止と、その代替措置としての官僚の再就職を一元的に管理する「人材バンク」の新設については、他の閣僚や自民党幹部等から「組織としての新陳代謝が必要」「現実に人事が回つていかない」等の反対意見が強いと聞く。これに対しては、どう反論、対応していくのか。それとも、「押し付け型」を一定の類型に絞り込み、それ以外の天下りについては、個別府省の関与（あつせん、仲介等）を残していくつもりか。

五 先の政府答弁書（内閣衆質一六四第三二五号）では、「企業、団体等からの要請がないにもかかわらず各府省が退職した国家公務員の受入れを企業・団体等に要請することを禁止することは、職業選択の自由にかかわる問題ではないと考える。」とされ、すぐれて政策的判断の問題とされている。そういう意味で、少なくとも「押し付け型」の一類型として、「企業、団体等からの要請がない」場合の天下りを位置

づけ、全面禁止すべきではないか。

六 内閣府に設置される「人材バンク」による官僚の再就職について、その「人材バンク」を隠れ蓑に、実際上は個別各府省が、従前通り、その予算や権限を背景として「人材バンク」を通じた個別の再就職案件に影響力を行使することを遮断する方策如何。

右質問する。